第

93

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 5月24日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## △社宅の賃貸料相当額の計算方法

Q:使用人に社宅を貸与する場合、どのく らいの賃借料をとればよろしいですか。

A: 社宅を貸与する場合、入居者が役員と 使用人とでは賃借料の算出方法が異なります。 使用人社宅の賃貸料は次の算式によって計算 します。(基通36-45)

その年度の家屋

の固定資産税の × 0. 2%+12円

課税標準額

家屋の総床面積(㎡) =家賃相当額  $3.3(n^2)$ 

/その年度の敷地

の固定資産税の

×0.22%=地代

課税標準額

相当額

家賃相当額+地代相当額

= 賃借料相当額(月額)····A

使用者が社宅に居住する使用人から実際に徴 収している賃借料の額が上記Aの賃借料相当 額の1/2以上である場合には、その使用人 が社宅を貸与されたことによる経済的利益は ないものとされます。 (所基通36-47)

しかし、使用人に社宅を無償又は賃貸料相 当額の1/2に満たない賃借料で提供してい る場合は、Aの金額と使用人から実際に徴収 している額との差額が、居住している使用人 の給与として課税されます。



電話による無料相談を承っております。お気軽にご利用ください。フリータイヤル 0120-043004